

気象警報発表時の授業・考査について

非常変災時の対応

学校が所在する又は生徒が居住する市町村（氾濫警報については対象河川の洪水浸水想定区域）に、警報が発表された場合は、自宅待機、臨時休業、保護者引渡し等の対応を行います。

- 土岐市に警報や土岐川に氾濫警報が発表されている場合
→ 全員自宅待機
- 土岐市に警報や土岐川に氾濫警報が発表されていない場合
→ 居住する市町村に警報が出ている場合は、自宅待機
居住する市町村に警報が出ておらず安全に登校できる場合は、通常通り登校

- 1 土岐市及び居住する市町村（氾濫警報については対象河川の洪水浸水想定区域）の警報解除後の対応については、以下のとおりとします。

警報解除時刻	6時40分まで	11時まで	11時以降
授 業	通常日程	原則、土岐市解除後 2時間後開始	臨時休業
考 査	通常日程	解除時刻により、検 討して連絡	臨時休業

- 2 警報が継続している地域や交通機関の不通や登校に危険が伴う場合は、自宅や安全を確保できる場所で待機し、その旨学校に連絡してください。
- 3 居住地域に警報が発表されていなくても、登校に危険が生じる可能性がある時は、安全な場所で待機し、その旨学校に連絡してください。
- 4 学校到着後に警報発表の場合は警報解除まで学校待機となります。学校待機の後、安全が確保されてから下校するか、保護者引渡しとなります。
- 5 状況により、「臨時休業中の学習支援の連絡」や「自宅への到着確認の連絡」を情報配信アプリ「すぐる」や電話等により実施する場合があります。